

愛知県家計改善支援事業 実施要領

1 目的等

- (1) 本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者（以下、「生活困窮者等」という。）からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。
- (2) 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業及び生活保護法に基づく被保護者家計改善支援事業を一体的に実施するものである。

2 支援対象者

本事業は、愛知県内の町村に在住しており、次の各号のいずれかに該当する者のうち、県福祉相談センター長が事業の利用が必要と認める者とする。

- (1) 家計収支の均衡が取れていない等、家計に課題を抱えている生活困窮者
- (2) 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する生活保護受給世帯に属する者（特定被保護者（生活保護法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。）を含む）。

3 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

なお、被保護者への支援については（2）に掲げる点に留意すること。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況等を勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過重債務等により債務整理が必要な者等に対しては、債務整理の説明や情報提供を行うとともに、適切な支援窓口へのつなぎを行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(2) 被保護者への支援にあたっての留意点

ア キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等の作成

家計表やキャッシュフロー表等を活用することにより、相談者の家計を「見える化」し、家計に関する問題を分かりやすくしたり、生活の再生の目標を具体的に捉えやすくする支援を行うこと。またこれらの帳票を活用しながら、家計の現状や見通しを具体的に示しながら、相談者自身の家計に対する理解を深め、本人が自ら家計管理をしていく能力を身に付けられるようにすること。

必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。

イ 預貯金

生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認しているため、使用目的等を予め調整すること。

ウ 各種給付制度等の利用に向けた支援

支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、福祉事務所に報告すること。また、就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業と連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

エ 貸付資金

貸付金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となるので、貸付利用のあっせんの際は福祉事務所に相談すること。

オ 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援

大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・ 希望する進路の把握、生活保護制度における進学資金等の準備についての説明
- ・ 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言
- ・ 利用可能な奨学金や貸付の紹介
- ・ 奨学金等の申請に向けた支援
- ・ 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明
- ・ 家計改善支援機関による支援
- ・ その他大学等への進学に当たって必要な支援や相談への対応

(3) 住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けようとする者への支援

ア 自立相談支援機関から、住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けようとする者(以下、

「支給申請者」という。) のつながりがあった場合には、支給申請者に対し本事業による支援を実施し、次の①及び②の支給要件が支給申請者に認められるかを確認する。

① 家計の改善のために次の (ア) 又は (イ) に掲げるいずれかの事由により転居が必要であること。

(ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し (当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する (当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。) が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること。

イ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、「要転居証明書」に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。

ウ 転居が必要と認められた支給申請者に対し、支給申請者の家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額を示す。

(4) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(5) 自立相談支援機関、保護の実施機関との連携

ア 自立相談支援機関との連携

自立相談支援機関によるアセスメントに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の方向性や実施状況など、適宜、自立相談支援機関と情報共有、連携し、支援を行う。

イ 保護の実施機関との連携

生活保護受給者に対する支援の実施に当たっては、保護の実施機関が自立支援プログラムに位置づけたうえで、実施する。援助方針や実施状況など、適宜、保護の実施機関・担当ケースワーカーと情報共有、連携し、支援を行う。

保護の実施機関は、個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援員に保護費の支給状況を情報共有する。

4 支援期間

家計再生プランによる支援期間は相談者の状況によって様々であると想定されるが、原則、支

援期間を1年間としたうえで、相談者の家計にとって影響が大きいライフイベントを目標に据えて、支援計画を組み立てていく。

5 配置職員

家計改善支援を行う担当者（家計改善支援員）は、次のいずれかに該当する者等、生活困窮者等への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

また、厚生労働省が実施する養成研修の修了を必要とする（ただし、当分の間は、この限りではないが、県が実施する研修の受講等により資質の向上を図るよう努めるものこと。）。

- (1) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 社会保険労務士の資格を有する者
- (4) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (5) その他（1）から（4）に掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

6 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添5「家計改善支援事業の手引き」）及び「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日付社援保発 0330 第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。
- (2) 相談支援に当たっては、「家計相談支援事業の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、支援に必要な帳票等を適宜使用すること。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておく等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- (4) 本事業は、県が定める方法により、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

7 その他

この要領のほか、必要な事項は県において別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月3日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月16日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月20日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月7日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年2月17日に施行し、令和8年4月1日から適用する。